

署名と募金にご協力をお願いします



てんかんはあらゆる年齢で発病する病気です

てんかんは、脳の神経が一時的に過剰に活動し、それが意識障害、昏睡、けいれんなどの症状（てんかん発作）となってあらわれる病気の総称です。誰でも発病する可能性があり、適切な治療により症状の多くは軽減できます。



2023年にてんかん運動は発足50年を迎えました！

この50年間で医療、保健、福祉、教育などの多くの領域で社会サービス・制度が整ってきた一方で、まだ誤解や偏見によりてんかんがあるというだけで社会参加が制限される場面があります。運動50年を機会にこれまでの取り組みを見直し、これからの新しい時代にあった組織や活動をめざします。



てんかんのこと、ひとりで悩んでいませんか？

悩みをひとりで抱え込まずに、同じような悩みをもつ皆さんと話をしてみませんか？

日本てんかん協会ってどんなことしているの？

日本てんかん協会には全国47都道府県に支部があります。身近な存在として、てんかんのある人たちやその家族への相談支援活動や情報の提供、社会的理解の促進やてんかん施策の充実を目指した調査研究など、全国的な活動を続けています。

詳しくはこちらから⇒



【入会のご案内】

16歳以上の人は誰でも入会できます。郵便物などは、会長の個人名か「波の会」でお届けします。入会の記念として協会オリジナルのおくすり手帳を差し上げます。



会員向けの主な活動

- 情報誌「月刊波」の発刊（てんかんの最新情報をお届けします。特集や連載コーナーなど内容も充実）
- 個別相談 ● 会員交流
- 講演会・学習会などの実施
- てんかん関連書籍の発行
- 全国各地でのレクリエーション活動



あなたの悩みにお答えします

日本てんかん協会では、専門相談員や家族による相談を行っています。病気のことや経済的な悩み、生活上の問題、また福祉制度に関する手続きまで、てんかんに関わることであれば、まずはお気軽にご相談ください。（医師による医療相談は行っていません）

◆ 面接相談もありますが、まずはお電話ください

相談専用ダイヤル（無料）

☎ 03-3232-3811

平日の月・水・金曜日 / 12:00~17:00

※メールでの相談は、受け付けていません。



【本部事務局】※国際てんかん協会（IBE）日本支部

公益社団法人 **日本てんかん協会**（別名「波の会」）  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F  
TEL 03-3202-5661 FAX 03-3202-7235  
（平日の9:30~17:00）

URL <https://www.jea-net.jp/>

てんかん協会

検索

【支部】

2023年度

てんかんのある人とその家族の生活を支える請願書

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

請願団体 **公益社団法人 日本てんかん協会**

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F

請願人住所

氏名

（他 筆） 紹介議員

印

請願の主旨

てんかんは、あらゆる年齢で発病する脳の病気です。乳幼児から高齢者まで、全国に約100万人の患者さんがいます。発作の症状や予後には個人差や多様性があり、てんかんのある人として一律には語れません。てんかんへの理解と支援を求める運動がスタートして2023年で50周年となりますが、ライフステージ毎に、未だにさまざまな不利益を受けることがあります。てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現のために、ここに9項目の請願をいたします。



あかりちゃん

◆ これまでの取り組み

多くの支援を受けて請願が採択されてきました

日本てんかん協会は、1982年に国会請願活動に取り組みを始めました。啓発、医療、福祉、雇用、教育、交通と広い分野にわたる請願を行ってきました。多くの一般市民の署名が届けられ、そして多くの国会議員（党派を超えて全国国会議員にお願いをしています）の理解と支援を受けて国会への提出を継続しています。2007年には、衆参両議院において請願の採択が実現しました。その後も、2014年からは毎

年参議院において、2018年からは衆参両院において、請願の一部採択（啓発、医療、福祉、雇用）が実現しています。

確実に国会を通じて政府にてんかん施策の必要性は届けられています。この活動を継続することで、私たちの声はさらに浸透します。てんかん運動も50周年の節目を迎え、次の時代での施策拡充に向けて、引き続き皆さんのご理解とご助力をお願いいたします。

施策が少しずつ着実に推進しています

この請願活動を通じて、てんかんについての取り組みが、次のように進められています。

- てんかん地域診療連携体制整備事業の全国展開（2023年9月までに1都1道2府24県が実施）
- 東日本大震災以降の緊急医療チームにおいて抗てんかん薬を常備
- 新薬承認期間の短縮と抗てんかん薬の開発推進
- てんかんのある人への障害者雇用の適用

- 運転免許等各種資格・免許制度における運用に関する一部制限緩和
- 地方交通機関等における鉄道・バス・航空機の一部運賃減額適用
- 教育現場等における坐薬使用に関する指針を明示
- 教職員・警察官・消防士等へのてんかん基礎研修の機会拡大
- AMED（日本医療研究開発機構）やWAM（福祉医療機構）での国庫補助金を基本とする研究事業の実施

